



# 災害時、あなたの力が必要です！

～ねりまサポートナース（練馬区医療救護所医療従事スタッフ）への事前登録のお願い～

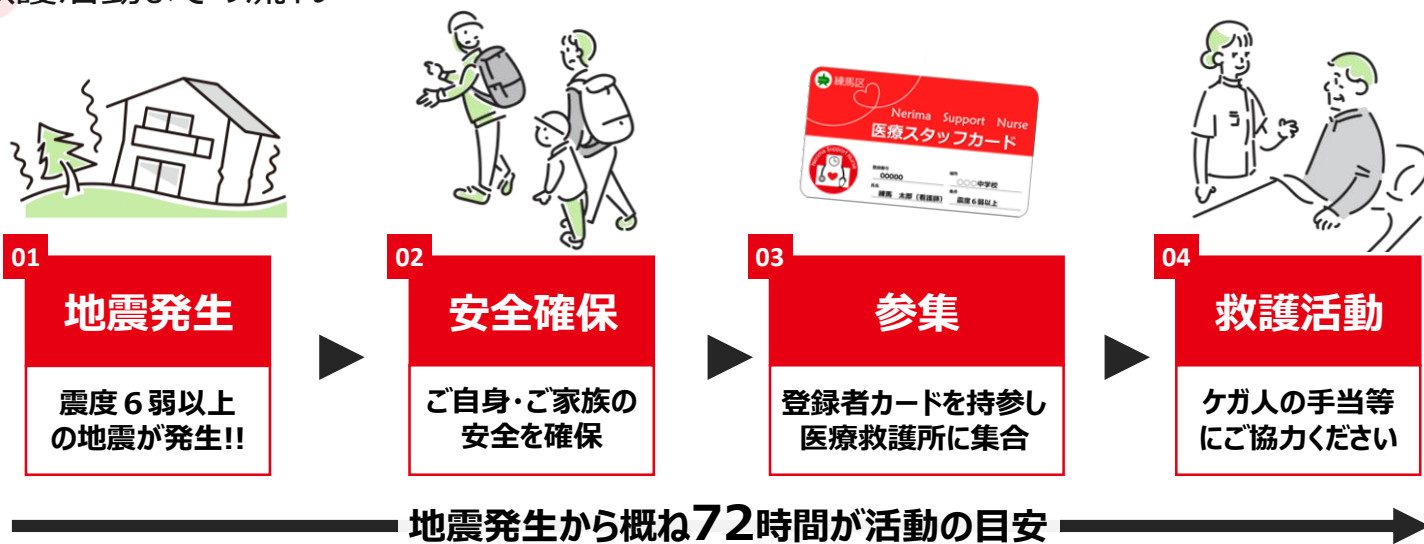
練馬区では、震度6弱以上の地震が発生した場合、区内10か所の小・中学校に「医療救護所」を開設し、軽症者の手当等を行います。この活動にご協力いただける看護師の皆さまの事前登録をお待ちしています。

多摩東部直下地震（震度6弱）で想定される区内負傷者数・・・最大3,792人

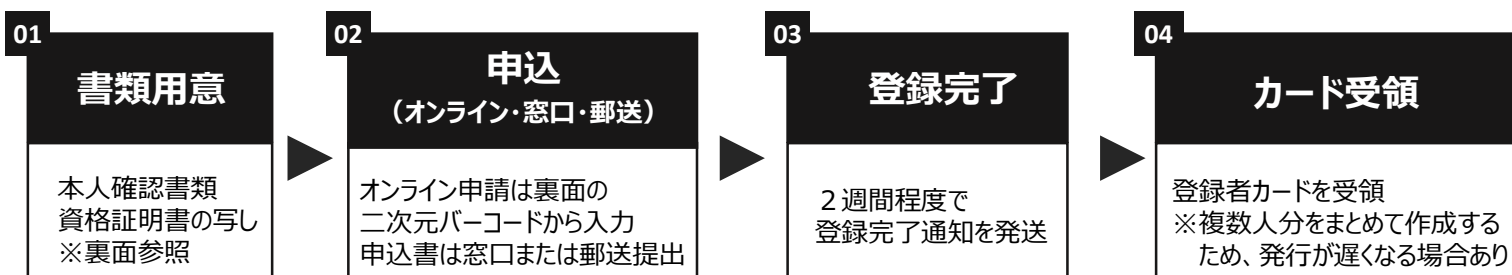
各医療救護所では**200**人前後の軽症者を処置することが予想されます。

＼ 医療救護所でのケガ人の手当にご協力ください /

## 救護活動までの流れ



## 登録方法



# 制度の名称

練馬区医療救護所医療従事スタッフ登録制度

## 募集概要

### 1 活動内容

練馬区で震度6弱以上の地震が発生した際、医療救護所(※1)に集合し、トリアージ(※2)や軽症者の手当など、医療救護活動に従事していただきます。

※1 原則ご希望の医療救護所を従事場所に指定させていただきます。

※2 患者の重症度に基づいて、治療の優先順位を決定することをいいます。

### 2 対象者

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する看護師・准看護師で、区内および近隣に在住・在勤の方。 ※ 就労の有無や経験は問いません。

### 3 申込方法

オンライン申請または申込書に必要事項を記入し、以下の書類を添付の上、下部の担当窓口ご持参いただくか、郵送にてご提出ください。

【必要書類】①看護師・准看護師免許の写し

②本人確認ができる書類の写し(例:運転免許証、パスポートなど)

※オンライン申請の場合は、上記書類の画像等を専用サイトにアップロードしていただきます。

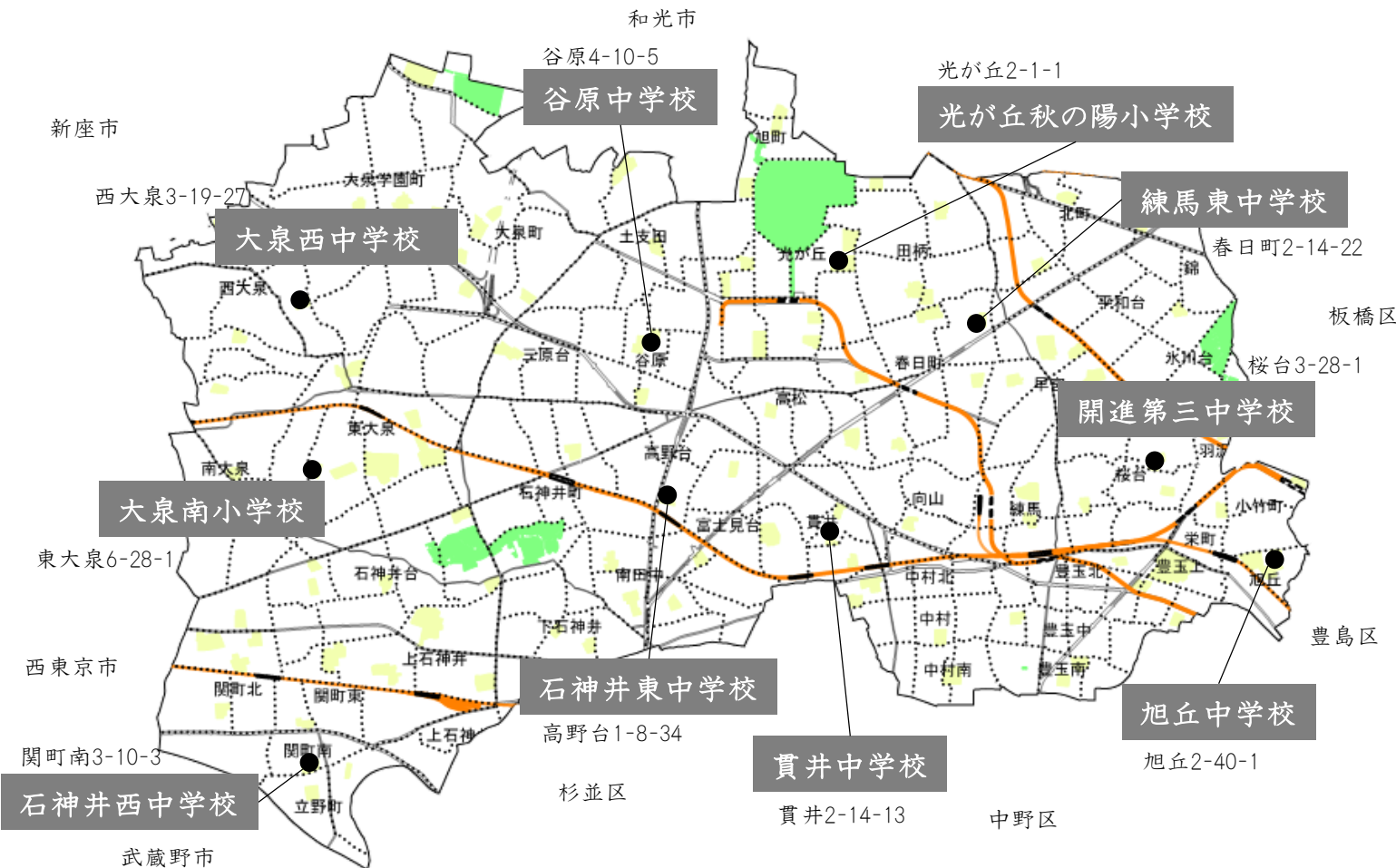
### 4 その他

- ・参集にあたっては、ご自身やご家族の安全を最優先してください。
- ・年2回程度実施している医療救護所訓練に見学・参加することができます。
- ・ご登録いただいた方には「登録者カード」を発行します。  
災害時に持参することで速やかな医療従事が可能です。
- ・災害時に医療救護活動をした場合は、手当の支給やケガの補償等があります。



▲オンライン申請用サイト  
二次元バーコード

## 医療救護所配置図



【担当】練馬区地域医療担当部地域医療課管理係 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎6階  
電話: 03-5984-4673 (直通) FAX: 03-5984-1211